

	<p>業以外の事業(以下「所得等課税事業」といいます。)とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑱の欄の金額に⑳の欄の金額を㉑の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(Ⅱ) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に⑳の欄の金額を㉑の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) ⑳の欄の金額の計算が困難であるときは、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ⑱の欄の金額に㉒の欄の金額を㉓の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ③の欄の金額に㉒の欄の金額を㉓の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
<p>7「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉔」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉕」</p>	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉔の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉕の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合</p> <p>(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合</p>	<p>従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>
<p>8「付加価値額からの控除額㉖」</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 ㉑の欄の金額に、㉖を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (1)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ⑱の欄の金額に、㉖を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) その他の法人 ㉒を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	